

- 建築基準法第51条（抜粋）
- 建築基準法施行令第130条の2の2第2号に規定する産業廃棄物処理施設・・・・・・・・・・ P 1
  
- 廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設（抜粋）
- 産業廃棄物処理施設を計画している敷地の位置が都市計画上支障があるかどうかについて・・・・・・・・ P 2
  
- 関係法令の処理状況等
- 説明会等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

## 建築基準法第51条(抜粋)

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場**その他政令で定める処理施設**の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定されているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

**ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合には、この限りでない。**

## 建築基準法施行令第130条の2の2 第2号イに規定する産業廃棄物処理施設

(位置の制限を受ける処理施設)

第130条の2の2 **法第51条本文**(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の**政令で定める処理施設**は、次に掲げるものとする。

- 一. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第5条第1項のごみ処理施設(ごみ焼却場を除く。)
  - 二. 次に掲げる処理施設**(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。)
- イ 廃棄物処理法施行令第7条第1号から第13号の2までに掲げる産業廃棄物の処理施設**
- 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に掲げる廃油処理施設

**廃棄物処理法施行令  
第7条第1号から第13号の2までに  
掲げる産業廃棄物の処理施設(抜粋)**

	産業廃棄物処理施設の種類	処理規模 (工業・工専地域以外)	処理規模 (工業・工専地域)
3	汚泥の焼却施設	5m <sup>3</sup> /日を超えるもの 又は 200kg/h以上のもの 又は 火格子面積2m <sup>2</sup> 以上のもの	10m <sup>3</sup> /日を超えるもの
8の2	木くず(事業活動に伴って生じたものに限る) 又はがれき類の破碎施設	5t/日を超えるもの	100t/日を超えるもの
9	有害物質又はダイオキシン類を含む 汚泥のコンクリート固形化施設		4m <sup>3</sup> /日を超えるもの
10	水銀又はその化合物を含む 汚泥のばい焼施設		6m <sup>3</sup> /日を超えるもの
13の2	産業廃棄物の焼却施設 (上記3、5、8、12に掲げるものを除く)	200kg/hを超えるもの 又は 火格子面積2m <sup>2</sup> 以上のもの	6t/日を超えるもの

**産業廃棄物処理施設を計画している敷地の  
位置が都市計画上支障があるかどうかについて**



**都市計画の観点**

- 「土地利用」
  - ・市街化の動向(市街化が促進されるか否か)
  - ・周辺環境への影響
- 「都市施設」
  - ・申請地周辺において影響を受ける都市計画施設の有無
  - ・その他の都市施設(周辺道路)への影響の有無

## 関係法令の処理状況等

①産業廃棄物処理指導要綱	議常第12号 (鳴門市)	議常第13号 (徳島市)
事前協議提出	平成30年11月16日	平成30年10月11日
関係市町長への照会	平成30年11月19日	平成30年10月16日
関係市町長からの回答	平成30年11月30日	平成30年10月29日
産業廃棄物処理施設適正立地審査会	平成30年12月21日	平成30年12月21日
地元説明会	平成31年2月9日	平成31年1月19日
②建築基準法	議常第12号 (鳴門市)	議常第13号 (徳島市)
建築許可申請	平成31年4月23日	平成30年12月6日
関係市町長からの意見	令和1年5月23日	令和1年5月24日

## 説明会等の状況

地元説明等	議常第12号 (鳴門市)	議常第13号 (徳島市)
概 要	(1) 説明会 H31.2.9(土) 午後7時開催 出席者14名  (2) 個別説明 H30.11.28(水) 大麻比古神社 H31.1.14(月) 老人ホームおおあさ苑	(1) 説明会 H31.1.19(土) 午後6時開催 出席者24名  (2) 個別訪問 H31.1.21~22 訪問件数24件
質 疑	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粉塵対策→作業中は散水</li> <li>・騒音→防音シート</li> <li>・排水→沈殿物の除去</li> <li>・一日中の稼働はしない</li> <li>・施設の拡大は考えてない</li> <li>・土日祝日の作業はしない</li> </ul>	・現在、工事しているのは何か。 →既に許可を得ている3基目の焼却炉と付属建屋の工事である。